

2008年6月18日

「名ばかり管理職、名ばかり請負、名ばかり定年延長」 という名ばかりホットラインを開設します！ 電話相談

日時：6月26（木）、27（金）、28（土）日の3日間
10時から18時まで相談受付 相談無料

電話： 06-6881-0781（大阪）
06-6881-0110（大阪）
075-353-4334（京都）
078-360-0450（神戸）

本年1月、東京地裁は、日本マクドナルドの店長が名ばかり管理職として、労働基準法上の管理監督者にあたらないと、過去二年分の残業代などの支払いを命じました。しかし、多くの企業は、社内の職制上の管理職になれば、残業手当を支払わないとの慣習や、意識的に労基法上の管理監督者を拡大解釈して残業代を支払わないことも見受けられます。そして6割以上の企業が、名ばかり管理職がいると答えており、多くの不払残業が潜在化していると思われまます。

名ばかり請負とは、耳慣れない言葉かも知れませんが、偽装請負や違法派遣についてのことです。派遣パートユニオン・関西でも多くの事例がありますが、特に個人請負が大きな問題です。事業主から指揮命令され、会社のトラックを使用しているにもかかわらず、労災の適用を行なわないなど違法な業務請負が行なわれています。

高齢者雇用安定法の改正が2006年4月に施行され、①定年の引き上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止、の3つの中から企業は選択しなければなりません。①、②に関しては、年度により段階的に63歳～65歳に引き上げるものです。この中で②継続雇用制度は、労使協定で基準（人事考課が○以上など）を定め、基準以上の者のみを再雇用することも可能な制度です。また中小企業では、就業規則に基準を規定すれば、その基準で再雇用の判断がなされることも可能となっています。我々は、この継続雇用制度が大きな問題と考えています。例えば人事考課がある基準以下の者は、年金が支給されないにもかかわらず、再雇用の対象からはずすことも可能です。このような、制度を私たちは、名ばかり定年延長といいます。

このような、中で我々組合は名ばかりホットラインを開設し労働相談を行ないます。各紙の掲載の程、よろしくお願い致します。

管理職ユニオン・関西 担当 大浜
TEL 06-6881-0781 FAX 06-6681-0782
sodan@mu-kansai.or.jp

アルバイト・派遣・パート関西労働組合 担当 村上
(派遣パートユニオン・関西)
TEL 06-6881-0110 FAX 06-6881-0782
sodan@ahp-union.or.jp

〒530-0044 大阪市北区東天満2-2-5 第二新興ビル 605号